

令和7年度 葛飾区認可保育所に対する指導検査実施方針

7 葛子施第442号
令和7年7月31日
子育て支援部長決裁

1 指導検査の基本方針

区は、認可保育所に係る指導検査では、次項に掲げる重点事項を中心に、児童福祉法等関係法令、葛飾区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例や指導検査基準等に基づき、施設の運営状況を確認し、安定した保育運営と保育の質の更なる向上に結びつくよう助言及び指導を行う。

なお、一時預かり事業、病児保育事業を実施している施設は、各検査基準に基づく指導検査を同時に実施する。

指導検査の結果、必要な助言及び指導を行い、関係法令等に違反する事項が判明した場合は、速やかな改善及び期限内の改善報告を求めていく。さらに、検査後、指導事項が多い施設は、改善状況を確認するとともに、継続的に訪問し、改善に向けた助言を行っていく。

2 指導検査の重点事項

(1) 運営関係

ア 職員の状況

- (ア) 職員の配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか。また、開所時間中、適正に保育士を配置しているか。
- (イ) 職員の任命又は雇用をする際、データベースを活用しているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適切か。

イ 安全対策の状況

- (ア) 認可定員、在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、虐待防止や事故防止に関して、マニュアル等が整備され、マニュアルに沿った訓練又は研修を行っているか。
- (ウ) 事故が発生した後については、原因究明を十分行い、全職員共通理解のもと、事故の再発防止策が講じられているか。
- (エ) 地震、火災及び風水害等の災害対策として、消防計画、避難確保計画を策定し、消防署、区に提出しているか。また、災害非常時の対応マニュアルが整備され、職員会議等で職員間での共通理解が図られているか。職員が緊急時に具体的な対応ができるよう避難訓練、消火訓練等が行われているか。
- (オ) カーテン、絨毯等は、防炎性能を有しているものを使用しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) 食物アレルギーのある子どもに対してマニュアルに沿った適切な対応が図られており、すべての職員にその対応策が徹底されているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事中、プール活動・水遊び中及び園外保育時等の事故防止に配慮しているか。また、園外保育時においては、事故防止のため、引率職員の役割分担や危険箇所の事前確認ができており、子どもの状態等に応じて職員間の連携が図られているか。
- (ウ) 事故発生時には、原因究明を十分行い、職員の協力体制のもと事故の再発防止策が講じられているか。
- (エ) 食中毒・感染症の予防対策が徹底されているか。

エ 食事の提供の状況

- (ア) 給食の献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な給与栄養量が確保され、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。

(3) 会計関係

ア 適正な会計処理の徹底

- (ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- (イ) 計算書類等が適切に作成され、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。
- (ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

- (ア) 資産管理が適正に行われているか。
- (イ) 会計責任者と出納職員を区別するなど、経理に関する内部牽制体制が確保されているか。

ウ 公定価格に係る国通知及び区の規定に基づく給付の適正化

- (ア) 保護者から実費徴収があった場合、法や国通知等に基づき処理がされているか。
- (イ) 区が支給する運営費や補助金等について、適正な請求を行い、要綱等の規定に沿って適正に支出しているか。

3 関係部署との連携

- (1) 福祉部福祉管理課が所管する社会福祉法人が運営する施設の指導検査の

実施にあたっては、当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

(2) 関係部課と連携し、施設等の指導検査等の依頼を受けた場合は、機動的に指導検査を実施する。

4 指導検査対象施設

私立認可保育所 87施設